

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社吉村建設（法人番号 8330001013332）
業 者 の 住 所：熊本県宇城市小川町北部田 2 9 4 - 5
- 2 指名停止措置期間：令和 3 年 8 月 3 日から同年 9 月 2 日まで（1 か月）
- 3 指名停止措置の範囲：熊本防衛支局管轄区域（熊本県、宮崎県及び鹿児島県）
- 4 事実概要：
株式会社吉村建設は、令和 2 年 4 月 2 0 日、熊本県が発注した「両出地区経営体育成基盤整備事業（長寿命化）第 1 6 号工事」の工事現場において、移動式クレーンを使用し、つりクランプ 1 個を用いて玉掛けをした荷である軽量鋼矢板 1 枚をつり上げて移動させる作業を行うに当たり、つり上げられている荷の下への労働者の立ち入りを規制すべきところ、その措置を講じることなく労働者を立ち入らせ、もって機械等による危険を防止するための必要な措置を講じなかった。この件に関し、同社及び同社従業員に対し、熊本簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金 2 0 万円の略式命令があり、令和 3 年 5 月 1 2 日、その刑が確定した。
- 5 指名停止措置理由：
上記については、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

指名停止措置要領別表第〇

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 付表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内